

■ 各種団体の代表者変更について

各種団体（町内会、共同防除組合等）の総会等で役員改選が行われ、代表者が変更となった際、ＪＡへの届出が必要となります。

【総務出資金部門】

①各種団体で組合員加入されている場合は、代表者の変動届けの提出が必要です。詳しい内容については、組合員加入支店へお問い合わせください。

【金融部門】

①各種団体名で口座開設されている場合は、届け出内容によってお手続きが異なります。詳しい内容については、口座開設支店へお問い合わせください。

【共済部門】

①各種団体名にて、建物更生共済をご契約している場合は、代表者が変更となった際には、ＪＡ共済窓口へ届出が必要です。

②万が一、ＪＡ共済への「代表者変更の届出」を忘れていても、ご契約の保障内容については有効です。

③「代表者変更の手続き」に関する書類等については、ご契約内容により異なりますので、詳しい内容については、ご契約支店の共済窓口へお問い合わせください。

■ 組合員資格等の確認をお願いいたします

日頃より農協事業にご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

組合員の皆様の、組合員資格・氏名・住所・電話番号等の届出事項に変更・修正があった場合は、当ＪＡ各支店窓口へお申し出くださいますようお願いいたします。

○正組合員から准組合員へ変更

（次のどちらにも該当する方）

- ・耕作面積が10アール未満になった方。
- ・1年のうちに農業に従事する日数が90日未満になった方。

○准組合員から正組合員へ変更

（次のどちらかに該当する方）

- ・現在の耕作面積が10アール以上になった方。
- ・1年のうちに農業に従事する日数が90日以上になった方。

○相続による名義変更

- ・組合員が死亡した場合。
- ※相続開始後180日以内に手続きしていただくようお願いいたします。

○その他届出事項の変更

- ・氏名・住所・電話番号等に変更があった方。

※なお、現在の組合員資格等ご不明な点につきましては、組合員加入の支店窓口までお問い合わせください。

